

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの充填回収について記載してください。

提出期限は **令和8年5月15日（金）（必着）** です。

記入方法

HFCの欄で説明していますが、CFC、HCFCの場合も同様に記入して下さい。

設置

新規設置時の追加充填量とその台数（機器に当初から封入されていた量は除く。）

設置以外

漏えい修繕等の整備時の追加充填量とその台数（機器から抜いて戻す量は含めない。）

整備

漏えい修繕等の整備時の回収量とその台数（機器から抜いて戻す量は含めない。）

廃棄等

廃棄時や譲渡等の際の回収量とその台数

HFC	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑰ 充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
HFC	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑱ 回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑲ 年度当初に保管していた量					kg	kg
⑳ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
㉑ フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
㉒ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロンの量					kg	kg
㉓ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
㉔ 年度末に保管していた量					kg	kg

合計を同じにして
ください

$$\text{⑱} + \text{⑲} = \text{⑳} + \text{㉑} + \text{㉒} + \text{㉓} + \text{㉔}$$

⑲ 令和7年度当初（令和7年4月1日の業務開始前）の保管量を記載します。昨年度の報告書（令和6年度分）の「年度末に保管していた量」と一致します

⑳ 自ら簡易な設備等を用いて再生し、充填した量を記載します。（回収したフロンを再生し、別の機器に充填する場合等）

㉑ 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者（新潟県内であれば、新潟県フロン回収事業協会が認定されています。）に引き渡した量を記載します。

㉔ 回収したフロン類のうち、令和7年度末（令和8年3月31日業務終了後）の保管量を記載します。購入して保管している新品のフロン類の量は含めないでください。

Q & A

Q1：機器の整備時に回収したフロン類を整備終了後、元の機器に再充填した場合は、どのように記載すればよいですか？

A1：台数のみ計上し、「充填した量」及び「回収した量」には含めないでください。

Q2：充填量及び回収量の実績がない場合はどうすればよいですか？

A2：実績がなくても充填量及び回収量を「0」として報告してください。

《裏面》

HFC

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑰ 充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑱ 回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑲ 年度当初に保管していた量					kg	kg
⑳ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
㉑ フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
㉒ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
㉓ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
㉔ 年度末に保管していた量					kg	kg

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
		台	台

この欄は、**確認証明書を発行した台数**になります。通常の回収の工程では確認証明書を発行することはありません。

該当するケース … **特殊な、ごく例外的なケースです**

- ① 機器整備時に充填されているフロン類を全量回収した機器を、年月が経過してから廃棄することになり、充填ゼロの確認を求められた場合
- ② 不法投棄や災害等で通常の回収依頼書を交付してからの処理が適切でない場合 等、に限られます。

フロンの回収を委託されたが回収量がゼロであったものの台数は、回収した第一種特定製品の台数に含めてください。

昨年度は誤って記載されているケースが多く見られましたので、ご注意ください。

ご不明な点がある場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先 新潟県 環境政策課
TEL 025-280-5150